

公 示

下記農地は農地法第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 8 年 1 0 月 8 日

太良町農業委員会
会長 榊原 照博

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の 種類	農地法第 32 条又は 第 33 条の該当条項 等	農地の所有者等 の情報
太良町大字大浦字宮ノ 後甲 507 番地	畑	440	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 二宮政行
太良町大字多良字杉谷 3670 番地	田	31	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島治助
太良町大字多良字早垣 3968 番地 1	畑	363	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島治助
太良町大字多良字早垣 4052 番地 2	田	2, 560	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島治助
太良町大字多良字早垣 4053 番地	畑	136	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島治助
太良町大字多良字早垣 4101 番地 1	畑	2, 943	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島治助
太良町大字多良字早垣 4156 番地	畑	460	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島治助
太良町大字多良字早垣 4166 番地 5	畑	117	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島治助
太良町大字多良字柳谷 9415 番地	田	4, 756	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島治助
太良町大字多良字杉谷 3669 番地 1	田	1, 649	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島辰之助

太良町大字多良字早垣 4108 番地	畑	117	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島辰之助
太良町大字多良字早垣 川内 5166 番地 3	畑	808	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島辰之助
太良町大字多良字早垣 川内 5166 番地 7	畑	926	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島辰之助
太良町大字多良字大た ぶ 5231 番地	田	949	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田島辰之助
太良町大字多良字片峰 2790 番地	畑	12	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田中大九郎
太良町大字糸岐字川南 2375 番地 2	田	55	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田中大九郎
太良町大字糸岐字小平 6637 番地 2	宅 地	150. 41	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 田中大九郎
太良町大字多良字下日 影 808 番地	畑	325	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 森田太平次
太良町大字多良字下日 影 809 番地	畑	425	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 森田太平次
太良町大字多良字打越 358 番地	畑	727	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 家永安之充
太良町大字多良字杉谷 3885 番地 1	田	80	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 毎原勝三郎
太良町大字多良字杉谷 3886 番地 1	田	35	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 毎原勝三郎
太良町大字大浦字中畑 丁 1225 番地	畑	57	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 西川アツ
太良町大字大浦字中畑 丁 1226 番地 1	畑	212	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 西川アツ
太良町大字大浦字中畑 丁 1268 番地	畑	402	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 西川アツ
太良町大字大浦字岩船 甲 15 番地	畑	757	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 北島吉太郎
太良町大字大浦字早泊 甲 284 番地	畑	706	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 北島吉太郎

農地法第 32 条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作
の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 32 条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地

の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地
農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが
確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があった日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。